

令和元年5月20日第1回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（24名）

1番 藤岡一弘	2番 伊藤芳則	3番 片岡幸治
4番 弓掛元	5番 藤井憲一郎	6番 黒木靖治
7番 横光春市	8番 新田真一	9番 山村恵美子
10番 穴戸稔	11番 保実治	12番 新家良和
13番 小田伸次	14番 岡田美津子	15番 鈴木深由希
16番 桑田典章	17番 澤井信秀	18番 池田徹
19番 大森俊和	20番 竹原孝剛	21番 齊木亨
22番 杉原利明	23番 亀井源吉	24番 助木達夫

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長 福岡誠志	副市長 柴田亮
総務企画部長 中村好宏	財務部長 日野宗昭
地域振興部長 中原みどり	市民部長 上谷一巳
福祉保健部長 牧原英敏	子育て・女性支援部長 松長真由美
市民病院部事務部長 池本敏範	産業環境部長 併農業委員会事務局長 中廣晋
建設部長 坂井泰司	水道局長 明賀浩富
危機管理監 川村道典	教育長 松村智由
教育次長 長田瑞昭	君田支所長 小田邦子
布野支所長 中宗久之	作木支所長 矢野美由紀
吉舎支所長 甲斐和彦	三良坂支所長 古野英文
三和支所長 曲田憲司	甲奴支所長 秋山和宏
選挙管理委員会事務局長 東山裕徳	監査事務局長 新田泉

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 大鎗克文	次長 才田申士
議事係長 坂田保彦	政務調査係長 石田和也
政務調査主任 清水大志	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		議席の一部変更について
第 2		会期の決定（1日間）
第 3		常任委員の選任について
第 4		議会運営委員の一部変更について
第 5		市長の所信表明について
第 6	報告第8号	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）
	報告第9号	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）
	報告第10号	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
第 7	報告第11号	専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 8	議案第46号	三次市税条例の一部を改正する条例（案）
	議案第47号	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）
第 9	議案第48号	工事請負契約の締結について
第 10	議案第49号	三次市副市長の選任の同意を求めることについて
第 11	議案第50号	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
第 12	議案第51号	三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて

令和元年第1回三次市議会臨時会議事日程（第1号）

（令和元年5月20日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		議席の一部変更について……………	5
第 2		会期の決定（日間）……………	5
第 3		常任委員の選任について……………	5
第 4		議会運営委員の一部変更について……………	6
第 5		市長の所信表明について……………	6
第 6	報 8	専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）……………	10
	報 9	専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）……………	10
	報 10	専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）……………	10
第 7	報 11	専決処分の報告について（訴えの提起について）……………	12
第 8	議 46	三次市税条例の一部を改正する条例（案）……………	13
	議 47	三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）……………	13
第 9	議 48	工事請負契約の締結について……………	16
第 10	議 49	三次市副市長の選任の同意を求めることについて……………	21
第 11	議 50	三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて……………	22
第 12	議 51	三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて……………	22



~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただき、まことにありがとうございます。

三次市議会では、地球温暖化防止と省エネルギー対策のため、5月から10月末までの期間をノーネクタイなどの軽装といたしておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

ただいまの出席議員は24人であります。

これより令和元年第1回三次市議会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名者として、黒木議員及び藤井議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 議席の一部変更について

○議長（小田伸次君） 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

議員の補欠選挙及び会派の変更により、議席の一部を変更する必要があります。議席を、会議規則第4条第3項の規定により、ただいま着席の議席のとおり議席の一部を変更したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま着席の議席のとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議席の一部を変更することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会期の決定

○議長（小田伸次君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 常任委員の選任について

○議長（小田伸次君） 日程第3、常任委員の選任についてを議題といたします。

議員の補欠選挙に伴い、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

委員会条例第6条第1項の規定により、新田議員を総務常任委員に、藤岡議員を教育民生常

任委員に、片岡議員を産業建設常任委員に選任したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、新田議員を総務常任委員に、藤岡議員を教育民生常任委員に、片岡議員を産業建設常任委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議会運営委員の一部変更について

○議長(小田伸次君) 日程第4、議会運営委員の一部変更についてを議題といたします。

会派の変更に伴い、議会運営委員の一部を変更する必要があります。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、山村委員にかわり、大森委員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、山村委員にかわり、大森委員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 市長の所信表明について

○議長(小田伸次君) 日程第5、市長の所信表明についてを議題といたします。

これより、さきの市長選挙で当選されました福岡誠志市長の所信表明を受けます。

(市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 福岡市長。

[市長 福岡誠志君 登壇]

○市長(福岡誠志君) 皆さん、おはようございます。

本日、令和元年第1回三次市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中御参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

お許しをいただきましたので、私の市政推進に当たっての基本的な考え方や所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力をお願いするものであります。

私は、去る4月21日に行われた市長選挙におきまして、市民の皆さんからの温かい御支援、御信託を賜り、今後4年間、市政運営の重責を担わせていただくことになりました。本日、この場に立ちますと、改めてその職責の重さを感じ、身の引き締まる思いであります。また、選挙の結果を踏まえ、市民の皆さんのそれぞれの声を謙虚に受けとめつつ、市民の皆さんの負託にお応えし、平成から令和へ新たな時代の幕開けとともに、新しい三次を創造すべく、4年間全力で市政運営に当たっていく所存であります。

私は、大好きなふるさと三次を市民が誇れる活力あるまちにしたいという切なる思いを胸に、市議会議員として17年間活動させていただきました。この間、現場第一主義を信条とし、災害現場を始め、さまざまな場所に出向き、市民の皆さんの願いや思いを聞かせていただきました。

また、市長という新たな道への挑戦の過程でも、市内の隅々を訪ねさせていただき、おうちの軒先や集会所等で、地域の暮らしの現実や、子や孫の世代への思い、生活の心配など、それぞれの御意見も聞かせていただきました。

私は常に、この郷土をこれまで築いてくださったおじいちゃんやおばあちゃん、お父さんやお母さんたちのこれまでの御苦勞が報われるようなまちにしていきたいというふうに思っております。毎日の生活の中で不自由なこと、これまでの経験から学んだことをもっと教えていただきたい、私に皆さんの声を聞かせていただきたいという思いでおります。

また、若い方たちには、今の時代を担う責任と未来を築く力と希望があることを実感してもらいたい。そのために、みんなでまちづくりに参加し、みんなで一緒に考えよう。何をしてもらうのかを問うのではなく、自分がどういう地域をつくりたいのか、何がなせるのかを問うて、みんなで一緒に考え、行動していきたいという思いでおります。子供たちには、この資源豊かな三次で伸び伸びと育てほしい。そして、大人になったとき、この三次を誇りに思ってもらいたい。そのためには、子供たちの未来にツケを回すようなことがないよう、今できること全てに挑戦したい、そのような思いが常にあります。

こうした思いの実現のためには、今のいいところは継承しつつ、よりよきものへの変革や子供の未来のための挑戦を進め、広く市民の皆さんと対話を重ねていく「変革・挑戦・対話」を通じて、市民の皆さんや議会の皆さんを始め、国や広島県、近隣市町、地元企業、産業などの関係者との信頼関係をさらに構築し、つながり、支え合っていくことが重要だと考えています。加えて、市民の皆さんにこれまで以上に積極的にまちづくりに参加していただき、もっとみんなで決めていくことが重要となります。現場にこそ答えはある。これからもこの考えのもと、市民の皆さん、議員の皆さんの声を丁寧にお聞きしながら、それぞれの声に寄り添い、子育てしやすい三次、生きがいの持てる三次、誰もが暮らしやすい三次のさらなる充実をめざし、新しい三次づくりに向けて前進していかなければならないと決意を新たにしているところでございます。

それでは、私の市政推進に当たっての基本的な考え方を申し上げます。

まず第1点目は、災害に強いまちづくりを強力に進めていくことです。昨年の7月豪雨災害は、昭和47年災害に匹敵する雨量と水位に達しており、幸いに人的な被害はなかったものの、住宅、道路、河川、農地、事業所などに多くの被害が発生いたしました。市民の皆さんの生命と財産を守るのが行政の第一の使命です。災害に強いまちづくりに向けて、全精力を傾注していく考えであります。

異常気象が続く昨今、国土交通省や広島県との役割分担のもと、特に内水排除対策や避難対策を徹底的に改善していくとともに、災害復旧・復興面では、平成30年7月豪雨三次市土木・農林災害復旧対策本部のもとで一日も早い復旧に取り組み、それらの取組状況について市民の皆さんに早期に情報提供をしてまいりたいと考えます。

2点目は、三次の元気づくりです。平成の大合併から15年が経過し、本市の人口は約9,000人減少しています。人口構成では、年少人口と生産年齢人口の割合が減少する一方で、老年

口が増加する少子高齢化となっています。私は、この危機を逆にチャンスと捉え、今こそ先頭に立って、人口減少に歯どめをかけ、三次の元気な未来を切り開くべく、「一生住み続けたい！住んでみたい！帰ってきたい！」そんな政策を展開していきます。

ずっと住み続けたいまち本部を設置し、定住対策を全庁的に進めます。現在でも子育て世代への支援は充実していますが、さらに充実させ、外に向けて情報発信していくことで、定住人口の拡大につなげていきたいと考えています。女性の活躍支援や起業支援、空き家の利活用等を積極的に進めます。

さらに、都市部への交通利便性を高めるため、関係機関等に積極的に働きかけていきます。

市内の経済活性化のため、切れ目のない景気対策を実施するとともに、三次商工会議所や三次広域商工会など関係団体との連携を強め、きめ細やかな中小企業支援や雇用確保を行います。

また、交通の利便性を生かした企業誘致を私が先頭に立って積極的に進めていきます。

3点目として、計画性のあるまちづくりを進めます。税金には市民の皆さんの大切な思いがこもっているということを常に肝に銘じて政策立案を行います。例えば、三次市公共施設等総合管理計画によると、市内には公共施設が783施設ありますが、今後、建てかえや維持管理費等に相当の経費が見込まれます。将来の子供たちの負担とならないよう、維持管理費や収支のバランスを見きわめ、多機能化等、有効活用等に向けた検討を行います。

その際、必要となる視点が、経営感覚を持った市政運営です。市役所は市内最大のサービス業であり、その顧客は市民の皆さんです。顧客である市民の皆さんに最良のサービスを提供し続けることこそが市役所に求められる責務であり、存在価値でもあると考えています。無駄、無理、ムラをなくすことはもとより、同じコストでより高い品質のサービスを提供するためにはどうすればいいかを常に考えていかなければなりません。

また、住民サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、近隣の市町との連携やICTを効果的に活用するなど、量的、質的にも困難さが増す課題を克服できるような仕組みを検討する必要があります。

4点目は、地域資源を生かした産業づくりを進めます。本市の基幹産業は農業ですが、人口減少・少子高齢化が進み、残念ながら耕作放棄地も増加している状況です。耕作放棄地の増加は、生産力の低下のみならず、鳥獣被害や景観の悪化、さらには災害を誘発するおそれがあります。そこで、現在海外からの輸入に頼っている漢方薬材等の産地化等、新たな作物の振興を調査検討するなど、もうける農林畜産業の振興や若者の新規就農及び継承への支援等を県やJA等の関係機関と連携し、行っていきます。

また、観光を始めとする各産業の振興を図る中、三次の今あるさまざまな地域資源を生かした新たな価値を創造し、三次で稼ぐ力をつけるために何ができるか、何をするかということを調査研究、実行していきます。

5点目は、暮らしの安心です。生活環境の維持と質的向上をめざし、保健・医療・福祉サービスの充実、地域交通の利便性向上等を進めます。

医療面では、安全・安心な医療を365日提供していくため、市立三次中央病院の機能強化を



図ります。また、三次地区医師会との連携による地域医療の充実や開業医継続、後継者支援を行うとともに、医師をめざす学生への支援も検討していきます。

福祉面では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、介護予防・健康づくり事業、高齢者の生きがいくくり事業を充実させ、地域包括支援センターを核とした地域ケア体制づくりを一層推進していきます。さらに、予防医療、家庭での介護負担の軽減や障害のある人の支援など、心ある福祉施策を進めます。

また、広域かつ地域幹線交通であるJR線や路線バスとともに、地域内生活交通としての市街地循環バスや市民バス、相乗りタクシー事業などを多層的に活用し、通勤、通学、医療機関への受診、買い物など、安心して日常生活を送ることができる公共交通づくりを推進していきます。

6点目は、スポーツ・文化の振興です。私も長年野球に打ち込んできましたが、スポーツは、単に健康増進や体力の向上効果だけでなく、その活動を通して、チームワークや豊かで優しい心を培うとともに、たくましさや努力することを身につけるといった教育効果をあわせ持っています。このような点に着目し、子供たちが夢を育むことができるような体育・スポーツ環境を整備していきたいと考えています。

また、大人の健康づくり、生きがいくくりも大切であり、健康で長生きできる地域づくりをめざします。

また、市民が質の高い芸術・文化に触れ、感性豊かな子供たちを育むと同時に、伝統文化の継承・保存、新たな文化の創造に努めます。

さらに、国際交流を継続・発展させ、コミュニケーション能力の向上や、国際的な視野で発想し、多彩なフィールドで活躍できる人材を育成していきます。

7点目は、ICTの活用で身近な暮らしを便利で豊かにしていきます。児童生徒の学力向上のみならず、学習意欲やプレゼンテーション能力、英語教育の向上のため、タブレット端末の導入を推進します。また、市内に張りめぐらされた光ファイバーケーブルを活用した新たな産業の掘り起こしに取り組みます。人工知能と聞くと、よくわからないものだと思われがちですが、実は時間のゆとりと生活をつくる新しい手段です。活用できる分野が広がっており、今後、業務改善等への導入を検討していきます。

また、ICTを活用して、民間と行政の連携により、防災、交通、教育、情報、インフラなどのサービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、市民の皆さんの生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした三次版スマートシティ構想をつくっていききたいと考えています。そのことによって、都市としての競争力をつけ、人を呼び込んでいきたいと考えています。あくまでもICTを手段として活用し、最も大切なことは、人と人、心と心の通い合う市政を基軸として進めていきたいというふうに考えています。

以上、申し上げたような施策を着実に実行していくためには、積極的、効果的な情報発信が必要不可欠となります。その出発点となるのが、まずは市民の皆さんへ、今、行政がどんな考えで何をしようとしているのかわかりやすく伝え、本市の現状と課題について率直に意見を交

換し、共通の認識を持っていただくことです。わかりやすい情報発信、参加しやすい行政ということを常に意識しながら、施策の企画、立案、遂行に当たりたいと考えています。

また、三次の魅力、三次のよさを外に発信していくため、トップセールスで取り組んでいきます。強い発信力をつけ、三次のブランド力を向上させるために、庁内の体制を見直し、発信力のある体制づくりを行い、戦略的に取り組んでまいります。

また、新しい三次をつくるためには、行財政改革の推進が重要です。まずは、今後の市政経営に必要な、経営感覚を持った職員づくりを行っていきます。その取組として、管理職のマネジメント力、職員の課題解決能力、資質向上、プロモーション強化に資する研修の実施など、人材育成と職員の意識改革を図っていきたいと考えています。

さらに、業務改善を進めるとともに、長期的視点に立って、あれもこれもではなく、選択と集中で限られた資源を本当に必要なことに有効に使い、市民のためのまちづくりを進めていきます。

以上、今後4年間市政を推進するに当たり、所信の一端を申し述べさせていただきました。市民の皆さん、議員の皆さん、そして歴代の市長が築いてこられたふるさと三次を新しい三次としてさらに前進させるべく、いい部分や伸ばすべきところを思い切って伸ばし、変えるべきところは大胆に変え、未来をよくするためには今がもっとよくならにやいけんという思いで、市民の皆さん、議員の皆さんとともに、私たちの自慢の郷土・三次のため、志と情熱を持って全てのことに挑戦し、実行してまいります。私は、そのために必要な対話を決していとわず、汗をかくことを惜しまず、身命を賭して市政運営に臨む覚悟です。

議員各位を始め市民の皆様のご格別の御協力と御支援をお願い申し上げ、私の所信とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（三次市税条例等の一部を改正する条例）

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（三次市都市計画税条例の一部を改正する条例）

報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（小田伸次君） 日程第6、報告第8号から報告第10号専決処分の承認を求めることについて、報告3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 柴田 亮君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 柴田副市長。

〔副市長 柴田 亮君 登壇〕

○副市長（柴田 亮君） ただいま御上程になりました報告第8号から報告第10号までの報告3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第8号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例等の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、個人住民税では住宅ローン控除の控除期間の拡充に伴う措置、固定資産税では高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋の減税措置の創設等、軽自動車税ではエコカー減税の軽減割合等の見直し、その他引用条項等の整理であります。

次に、報告第9号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その内容は、固定資産税の課税標準の特例を列挙する法律の規定中に新たな特例が加わったことに伴う引用条項の整理であります。

最後に、報告第10号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月31日付で専決処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により御報告し、市議会の承認を求めようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額の引き上げなどでありませ

す。

以上、報告3件につきまして、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 報告第10号について御質問いたします。

このたびの改正によって、基礎課税額が58万円から61万円に引き上げられる等の改正が行われておりますけども、本改正によって対象となる市民は何人程度想定されておるのかお聞きしたいと思います。

（市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 上谷市民部長。

○市民部長（上谷一巳君） 令和元年度の国民健康保険税につきましては、7月が本算定になりますので、今から申し上げます試算につきましては、あくまでも平成30年度、平成29年所得にお

いて試算したもので答弁をさせていただきます。

第2条改正につきまして、58万円を61万円に引き上げる改正につきましては、影響世帯は92世帯ございます。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○12番(新家良和君) この92世帯の対象によって国民健康保険税の増はどの程度見込まれておられるのか、お伺いいたします。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 上谷市民部長。

○市民部長(上谷一巳君) この引き上げにつきましては、今の試算結果では、この58万円を61万円に引き上げる世帯につきましては、全てといたしますか、ほとんどですけれども、61万円を超える世帯になりますので、3万円増額になることによって、92世帯へ乗じたら、270万円程度増収になる見込みでございます。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告3件は、三次市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第8号ほか報告2件については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 討論なしと認めます。

これより報告第8号から報告第10号までを採決いたします。

お諮りいたします。

報告第8号から報告第10号までを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、報告第8号ほか報告2件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 報告第11号 専決処分の報告について(訴えの提起について)

○議長(小田伸次君) 日程第7、報告第11号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 柴田 亮君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 柴田副市長。

〔副市長 柴田 亮君 登壇〕

○副市長（柴田 亮君） ただいま御上程になりました報告第11号について御説明申し上げます。

報告第11号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃等の支払請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告1件につきまして御報告申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告1件は、地方自治法に基づき指定された専決処分であり、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第46号 三次市税条例の一部を改正する条例（案）

議案第47号 三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

○議長（小田伸次君） 日程第8、議案第46号三次市税条例の一部を改正する条例（案）及び議案第47号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）、2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 柴田 亮君、挙手して発言を求めらる）

○議長（小田伸次君） 柴田副市長。

〔副市長 柴田 亮君 登壇〕

○副市長（柴田 亮君） ただいま御上程になりました議案第46号及び議案第47号の議案2件について御説明申し上げます。

最初に、議案第46号三次市税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関係条例である三次市税条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、いわゆるふるさと納税制度の見直しに伴い、関係規定の整理を行うほか、引用条項の整理を行おうとするものであります。

次に、議案第47号三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、介護保険法施行令等が改正されたことに伴い、関係条例である三次市介護保険条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、令和元年10月からの消費税率引き上げに伴い、令和元年度及び令和2年度の各年度における低所得者の第1号被保険者の介護保険料について、第1段階から第3段階の保険料の軽減強化を行い、保険料の基準額に対する保険料率を国の標準割合と同様とするよう改め

ようとするものであります。

以上、議案2件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 大森議員。

○19番（大森俊和君） 議案第47号について少しお伺いをしたいと思います。

三次市介護保険条例の一部を改正する条例（案）でございます。ここの中で、第4条第1項各号列記以外の部分中、この中で、「令和元年度及び令和2年度」、今年、来年ですね、「『3万3,174円』を『2万7,645円』に改め、同条に次の2項を加える。」と続いております。若干の介護保険の徴収の値下がりかと思うと、次の項の中で、「前項の規定は、第1項第2号に掲げる」から始まり、その下段のほうに、「この場合において、前項中『2万7,645円』とあるのは、『4万6,075円』と読み替えるものとする。」というふうになっております。

このところによくわからないのは、今年、来年は値下げしますよと。しかし、この中にある第4条第1項、2項、3項の中で、値上げというか、2万7,645円とあるのは、実は4万6,075円なんですよというふうに読みかえるものとするというふうになっております。したがって、このところ、どうも私が理解不足なのかどうかわかりませんが、この読み取り方を教えてください。

（福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 牧原福祉保健部長。

○福祉保健部長（牧原英敏君） 条例改正の意味合いでございますけども、先ほど読まれた3万3,174円を2万7,645円に改めるところにつきましては、これは第1段階の被保険者の保険料でございます。このたび、第1段階の被保険者の軽減につきましては平成27年から行っており、こういう条文がありましたので、その金額を改めたものです。

次に、3といたしまして、前項の規定ですが、これは第1項第2号に掲げるものでありまして、第2段階の被保険者の保険料でございます。ここに掲げております2万7,645円を4万6,075円というのは、前項に掲げる第1号被保険者の保険料を4万6,075円と読みかえるというものでございまして、金額的に申しますと、第2号被保険者の保険料は現在5万1,604円の年額になっているものを4万6,075円というふうにするというもので、減額という意味合いでございます。

同じく4の「第2項の規定は、第1項第3号に掲げる」というものにつきましても、第3段階被保険者の保険料となりますので、同じく5万3,447円と読みかえますけども、現在の改正前の保険料は5万5,290円で、同じく減額となるものです。

（19番 大森俊和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 大森議員。

○19番（大森俊和君） 国からの通達というふうに報告がありましたから、そんなに間違いはな

いにしても、いくら読み取ろうとしても、個々のずれというものが読み取れません。したがって、市民の皆さんからこういう質問があったときに我々も答えられるように、それが市民に優しい市政というものじゃないですか。「介護保険料は、大森さん、上がったんですか、下がったんですか」「何か知らんけど上がったんでしょう」では話にならないのです。もっとわかりやすく市民に知らしめるような方向で介護保険料についても提示をすべきだというふうに思います。

以上です。

(福祉保健部長 牧原英敏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 牧原福祉保健部長。

○福祉保健部長(牧原英敏君) 市民の皆さんへの周知につきましては、より一層丁寧に行っていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 議案第46号について御質問いたします。

特例控除対象給付金のいわゆるふるさと納税に関する改正ですけれども、今、ふるさと納税は全国的にいろいろ話題にもなっておりますし、総務省からのいろいろな締めつけといたしますか、注文もいろいろ出ておりますけれども、三次市の場合、今回の改正も含めてですけれども、返礼品の返礼比率、総務省が今言っております最高30%以内で全ておさまっているのかどうか、あわせて、その返礼品については全て地場産品で対応できておるのかどうか、お伺いいたします。

(市民部長 上谷一巳君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 上谷市民部長。

○市民部長(上谷一巳君) まず最初に、地場産品につきましては、三次市におきましては、全ての返礼品に対して地場産品を送付しているところでございます。

それから、返礼率ですけれども、本市では28%になっております。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第46号及び議案第47号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小田伸次君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第47号は委員会の付託を省略することに決定しました。

討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第46号及び議案第47号を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第46号及び議案第47号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び議案第47号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（小田伸次君） 日程第9、議案第48号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 柴田 亮君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 柴田副市長。

〔副市長 柴田 亮君 登壇〕

○副市長（柴田 亮君） ただいま御上程になりました議案第48号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第48号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

本案は、平成30年度ケーブルテレビ設備改修工事につきまして、一般競争入札を平成31年3月26日に執行いたしました。2者による入札の結果、1億9,872万円でNECネットエスアイ株式会社中国支店が落札いたしました。よって、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 質疑を願います。

（5番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 藤井議員。

○5番（藤井憲一郎君） お伺いいたします。今回のこの請負金額2億円弱の価格でございますけれども、第3次三次市行財政改革推進計画の中で、28年、29年、30年と3年で計画されたものだと思います。ケーブルテレビが10年経過して老朽化しておるということで、設備更新の適正性を確保するというのが目的だったと思うんですけど、最終年度の30年となりますこれでこの改修は完了するのかどうか、お伺いをさせていただきます。

（総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 中村総務企画部長。

○総務企画部長（中村好宏君） 三次市ケーブルテレビ事業の改修事業でございますけれども、28年度からの改修事業をスタートしているところでございますけれども、この事業につきましては、



過疎債を財源といたしまして、毎年おおむね2億円をめどに、順次老朽施設の改修を行っているところでございます。

現在、過疎債の期限が平成で申しますと32年度、令和で申しますと2年度となっておりますので、現在のところ、令和2年度までの予定で計画を進めているところでございます。

(5番 藤井憲一郎君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 藤井議員。

○5番(藤井憲一郎君) ケーブルテレビは現在では防災に関しても重要な役割を果たしておるわけなので、しっかりと改修を今後ともお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 同じく工事請負契約の締結、議案第48号についてお伺いいたします。

藤井議員の質問と若干かぶるところもございますが、まず、工事名が平成30年度ケーブルテレビ設備改修工事となっております。平成30年度の工事がなぜ今年度にずれ込んだのか、そのおくれた理由を伺いたいのと、今回1億9,800万円強で請負金額を決めますけれども、具体的な設備の改修の内容、あわせて工期についてお伺いいたします。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

○総務企画部長(中村好宏君) まず、ケーブルテレビの工期といいますか、工事の発注時期の関係でございますけれども、平成30年度のケーブルテレビの改修につきましては、まず実施設計を行った上で改修工事を発注する予定としてございます。平成30年12月議会におきまして繰越明許の議決をいただきまして、繰り越しとした形で実施をしたものでございます。入札の過程に当たりまして、当初、1回目の入札を平成31年2月12日に行ったわけでございますけれども、この際、入札が成立しませんでした、2回目の入札という形で3月26日に改めて入札を行い、このたび落札をして、仮契約を締結の上、議案として上程をさせていただいたものでございます。

今回行います設備の内容でございますけれども、ケーブルテレビ事業につきましては、老朽化し、故障等の危険性が高い設備について順次改修を行っているところでございますけれども、30年度の事業といたしましては、三次市防災センター及び各ハブセンターにおきまして、地上デジタル放送、ラジオ放送設備、またネットワーク設備の改修、さらにはUPS、これは無停電電源装置でございますけれども、のほか空調設備の改修を行うものでございます。

工期でございますけれども、議決をいただいた日の翌日から令和2年1月31日を予定してございます。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 当初、ケーブルテレビのいわゆる設備改修について、三次市が負担する

ものとケーブルビジョンとして負担するものと、いろいろ協議調整されて5年間の計画を組まれたと私は理解しておるんですけども、いわゆる過疎債を使って計画をされたと理解しております。ダックケーブルに1回工事の内容についていろいろ御相談もされたと理解をしておるんですけども、平成32年度まで、令和2年度までという先ほど答弁がございましたけども、今回の工事が丸々1年おくれたことによって、その後の、いわゆる令和2年度までの完成をもくろんでおった工事への影響が当然出てくると思いますが、このことについては、今回の工事も含め、おくれ分は全て令和2年度までに完成をさせようというお考えでおられるのか、あるいは年間約2億円の過疎債でというお話もございましたので、このままずるずるずれたままでいくのか、その辺についてのお考え方をお示しいただきたいと思っております。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

○総務企画部長(中村好宏君) ケーブルテレビの改修事業につきましては、三次ケーブルビジョンの協力も得ながら、緊急性を考慮しながら、優先順位の高い機器を抽出いたしまして、障害発生を未然に防止するという観点から継続的に改修事業を行っているところでございます。現在のところ、令和2年度までの改修という形で整備を進めているところでございまして、令和3年度以降については、今後の検討という形で進めているところでございますけども、いずれにいたしましても、ケーブルテレビにつきましては市民の方の非常に貴重な財産でございますので、障害発生が起こることのないよう、適切に設備改修のほうを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

(12番 新家良和君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 新家議員。

○12番(新家良和君) 令和2年度までに予定しておった改修工事内容が、今の状態では全て終了しない、したがって令和3年度以降へ持ち越すという答弁と理解してよろしゅうございますか。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

○総務企画部長(中村好宏君) 現在のところ、予定している改修工事につきましては、令和2年度までの過疎債を活用して整備を進めていくこととしてございます。いわゆる設備、機械でございまして、経過年数に応じて耐用年数が過ぎるもの、老朽化してくるものがございますので、今後も継続的な改修の必要性は出てこようかと思っておりますけども、具体的な令和3年度以降の対応につきましては、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長(小田伸次君) 部長、今回の分が済むかどうかを聞いておるんだよ。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

○総務企画部長(中村好宏君) 今回上程をいたします平成30年度事業につきましては、先ほど申しましたとおり、繰越明許の議決をいただいた上で発注している工事でございますので、今回の

30年の事業自体がおくれているというわけではございません。

○議長（小田伸次君） だから、令和2年までに終わるんだということを答弁してもらわないかん。  
（総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 中村総務企画部長。

○総務企画部長（中村好宏君） 現在予定をしております令和2年度までの工事につきましては、  
今回の平成30年度の事業の影響等はないものというふうに考えてございます。  
（12番 新家良和君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 新家議員。

○12番（新家良和君） 答弁がよく理解できないんですが、例えば今回の30年度のこの事業の1  
億9,870万円についても、最初、入札不調、入札不落だったか、いわゆる入札が成立しなかつ  
たという説明がございましたけども、そのときに再入札するときに、その改修機器の項目を減  
少させておられますよね。それらも含めて、当初、令和2年度までに予定されていた工事がこ  
れらのことによって3年度以降にずれ込むのか、いや、今まで計画しておいたものは令和2年  
度までに全て完了しますと、そのいずれかお答え願えれば結構です。  
（総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 中村総務企画部長。

○総務企画部長（中村好宏君） 繰り返しになりますけども、現在計画しているところの事業につ  
きましては、令和2年度までで終了をする見込みと考えてございます。

○議長（小田伸次君） ほかに質疑はありますか。  
（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 竹原議員。

○20番（竹原孝剛君） 議案第48号の工事請負であります。機器は全て経年すれば古くなって  
改修するということになるので、2年度以降も改修が必要だろうと思うんです。その計画を1  
回計算をしたのができましたが、その後、新たに公共性を持たせてその計画をしていくとい  
うことも提案、提起をしてあったと思いますが、その方向についてはどういうふうになっている  
のか、お尋ねをしたいと思います。  
（総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 中村総務企画部長。

○総務企画部長（中村好宏君） ケーブルテレビ事業の検討でございますけども、老朽化した設備  
の更新計画につきましては、平成26年1月に外部事業者へ委託をし、調査研究を行ってきてい  
るところでございます。

また、並行いたしまして、総務省の地域情報化アドバイザー派遣制度も活用しながら、ケー  
ブルテレビ事業の状況、また、全国の事業者の状況の把握をするなどの助言等もいただきなが  
ら検討を進めているところでございます。

今後も、引き続き三次ケーブルビジョンとも協力しながら、継続的に事業の改善を図ってい  
くよう検討を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) それはよくわかるんですが、要するに今後の公共性を持たせていくという方向をやっぱり出していかないと、多額の市の予算を投入しているわけで、やはり市民にどれほど還元できるかということが問題になってくるわけで、赤字になってもこれを今さら何十億かかってもやめるということにはならないので、それならなおのことより公共性を持たせて、公平性を持たすということではなくてはならないと思うんです。それから、ケーブルビジョンが恣意的に一方的な放送をすとか、そういうことにならないように、やはり公共性と公平性をしっかりと持たすということを市としてもやはり明らかにしていかななくてはならないんじゃないかなというふうに思うんです。

ですから、いつまでにこの計画、26年度に出して、その後、計画が公共性を持たす、今、例えば2割ぐらいが公共性を持っておるのを、これを3割にするのか、4割にするのか、5割にするのかということが問われているわけです。多額の費用を出す割には公共性が低いというふうに報告もしてあると思います。そういう意味で、やはりケーブルビジョンの公共性が高くなるように取り組むべきだと思いますが、そのあたり、いつまでにどういう方向で出すのか、お尋ねをしたいと思います。

(総務企画部長 中村好宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 中村総務企画部長。

○総務企画部長(中村好宏君) ケーブルテレビの運営につきましては、市としても株主としての意見を、株主総会を始めとして、さまざまな場面で申しております。なかなか現時点でいつまでというところは申し上げにくい部分ではありますが、常にケーブルテレビとも連携しながら、その課題について対応すべく、協議調整のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

○20番(竹原孝剛君) 当時からこれを株式会社でやるのか、それとも自主運営するのかということで議論があったところであります。今になって公共性を持たせて市民の皆さんにしっかりと還元するという事になれば、より市の方が運営をしていくという方向に行かないけんのかなというふうに思っています。そうじゃないと、ややもすれば、株式会社ですから、もうけですから、恣意がはびこって、公共性、公平性を損なうと。放送法にも違反するようなことが平気で申し入れがあったり、株式会社としても困るということもあるように聞いていますので、やはりそういうふうなことがないように、より公共性、公平性を持つような計画にさせていただくように、これは今後の新市長のまた双肩にもかかわると思うので、しっかりと取り組んでいただきたいということを要望して終わります。

○議長(小田伸次君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（小田伸次君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。  
討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第48号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第49号 三次市副市長の選任の同意を求めることについて

○議長（小田伸次君） 日程第10、議案第49号三次市副市長の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 柴田 亮君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 柴田副市長。

〔副市長 柴田 亮君 登壇〕

○副市長（柴田 亮君） ただいま御上程になりました議案第49号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第49号三次市副市長の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、現在欠員となっております三次市副市長1名について、堂本昌二氏を三次市副市長に選任することについて、地方自治法第162条の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、任期は令和元年5月20日から4年を予定しております。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 本案は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第49号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第50号 三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて

○議長（小田伸次君） 日程第11、議案第50号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 柴田 亮君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 柴田副市長。

〔副市長 柴田 亮君 登壇〕

○副市長（柴田 亮君） ただいま御上程になりました議案第50号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第50号三次市教育委員会委員の任命の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、三次市教育委員会委員の土井純子氏の任期が満了したことに伴い、新たに井岡直美氏を同委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

なお、委員の任期は4年となっております。

以上、議案第1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 本案は、先例により質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第50号は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第51号 三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて

○議長（小田伸次君） 日程第12、議案第51号三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 柴田 亮君、挙手して発言を求め）

○議長（小田伸次君） 柴田副市長。

〔副市長 柴田 亮君 登壇〕

○副市長（柴田 亮君） ただいま御上程になりました議案第51号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第51号三次市固定資産評価員の選任の同意を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成31年4月1日をもって異動いたしました三次市固定資産評価員、上谷一巳前三次市市民部課税課長の後任として今井誠三次市市民部課税課長を同評価員に選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、市議会の同意を求めようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小田伸次君） 本案は、先例により質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第51号は同意することに決しました。

ここで、先ほど副市長の選任を同意しました堂本昌二氏に入場いただきます。

〔堂本昌二君 着席〕

○議長（小田伸次君） 堂本昌二氏から挨拶をしたい旨、申し出がありましたので、この際、これを許します。

（堂本昌二君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） それでは、堂本昌二さん、挨拶をお願いいたします。

○堂本昌二君 お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

先ほど、副市長のほうの選任をいただき、ありがとうございました。市長の補佐役として、大きな責任を感じ、身の引き締まる思いでございます。浅学非才な私ではございますが、福岡市長のもと、新しい三次づくりのために全力で職責を果たしてまいる所存でございます。

議員の皆様には、今後とも格別の御指導、御支援をいただきますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○議長（小田伸次君） 以上で臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これで令和元年第1回三次市議会臨時会を閉会いたします。

皆様、大変御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前11時 6分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年5月20日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 黒 木 靖 治

会議録署名議員 藤 井 憲一郎